



次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望項目

(1) 地方交付税総額の確保・充実、人口減少等特別対策事業費における成果を反映した算定

- 「人口減少等特別対策事業費」における「成果」をより適切に反映する算定方法の見直し

(2) 地方分権改革の実現に向けた税制抜本改革の推進等

- 地方分権の観点に沿った税源の偏在是正措置の検討
- 税収帰属の適正化を図るための法人事業税の分割基準見直し等
- ゴルフ場利用税の堅持

2. 提案・要望の理由

(1) 人口減少等特別対策事業費における成果をより適切に反映した算定

- 人口減少等特別対策事業費における成果分に係る各指標の算定のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標が4：6で設定され、人口増減率に重点
- 成果の算定にあたっては、各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増しがされているが、割増しされている都府県が2割強に留まるなど、その他の指標と比較し成果が反映されにくい指標となっている
- また、人口増減率においては、過去の数値が高い団体は直近の数値が他府県を上回っている場合においても成果として反映されにくい課題
- これらのことを踏まえ、成果をより適切に反映するよう算定方法の見直しが必要

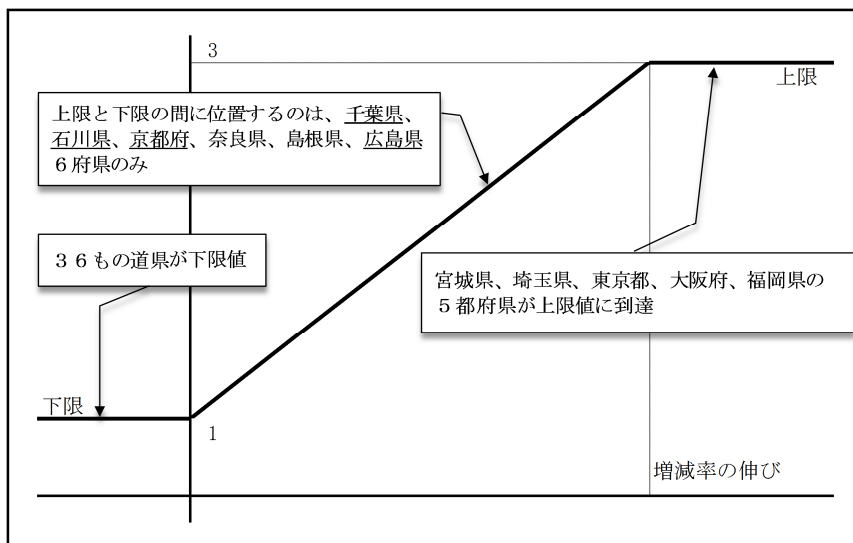
(2) 地方分権改革の実現に向けた税制抜本改革の推進等

- 平成31年度税制改正に向けて検討されることとなっている地方法人課税の新たな偏在是正措置については、地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用するのではなく、地方分権の観点に沿った上で、より税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税制度となるよう十分な検討が必要
- また、偏在是正措置を講ずる前に、まずは大都市に税収が過度に帰属している点を現行制度の枠組みの中で適正化することが必要
- ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理等、ゴルフ場が所在する県および市町が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割は県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町に交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町の貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 人口減少等特別対策事業費における成果をより適切に反映した算定

○人口増加率はその他の指標と比較し、多くの県が「成果」の割増しのない下限にあり、成果の反映されにくい指標となっている

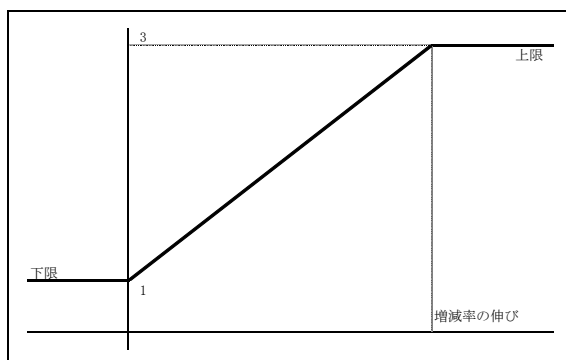


区分	人口					若年者 就業率	女性 就業率
	増減	転入	転出	年少者	出生率		
上限値の団体数	5	11	13	2	8	6	4
全体に占める割合	10.6%	23.4%	27.7%	4.3%	17.0%	12.8%	8.5%
上限と下限の間にいる団体数	6	17	13	10	30	31	36
全体に占める割合	12.8%	36.2%	27.7%	21.3%	63.8%	66.0%	76.6%
下限値の団体数	36	19	21	35	9	10	7
全体に占める割合	76.6%	40.4%	44.7%	74.5%	19.1%	21.3%	14.9%

○比較年度である H14～16 年度の伸び率が高い団体は、直近の伸び率が全国平均以上であっても成果に反映させることが困難

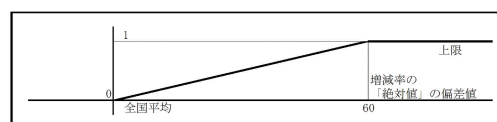
提案内容

○人口増減率の指標は、その他の指標と比較し、成果が反映されにくい指標であるほか、比較年度の伸び率が高い団体は成果の反映が困難な状況にあることを踏まえ、合計特殊出生率等と同様の算定方法とし、過去からの「伸び率」を基本としつつ、直近の伸び率を補完的に用いることで、成果をより適切に反映できる。



○直近の伸び率を補完的に用いることで、その他の指標と同様に、全体の半数程度の団体について成果を反映することができる。(22 団体)

○合計特殊出生率等と同様に、両者の合計値の上限は3とする。



(本県の取組状況と課題)

○ 税収帰属の適正化を図るための法人事業税の分割基準の見直し等

1. 法人事業税の分割基準等の見直し

① 製造業

- 工場等事業所における従業者数等は平成元年頃に比べて減少している一方、従業者1人当たりの付加価値額は緩やかに増加、設備の機械化の程度を示す労働装備率も増加傾向にあり、企業は機械化等の設備投資によって、より少ない従業者数でも利益が確保できるようにしている。

	従業者数	従業者1人当たり付加価値額	労働装備率
H元→H27の増減率 (全国ベース)	▲31.6%	+29.2%	+53.2%

- 本県の法人事業税の製造業の税収の全国比は、工場等における付加価値額や有形固定資産期首期末平均額の全国比に比べ低い状況である。

	本県の全国に占める割合
法人事業税の製造業の税収(平成27年度)	2.00%
工場等における付加価値額(平成27年)	2.46%
工場等における有形固定資産期首期末平均額(平成27年)	2.57%

② 無人施設

- 太陽光発電施設等の従業者のいない施設(無人施設)は、現行制度上、事務所等として認定されないことから法人事業税の分割基準等の対象とならず、その所在により県からの行政サービスを受ける一方で、その事業活動に対する税収が所在県に帰属しない。

③ フランチャイズ店舗

- フランチャイズ形態の事業については、店舗の事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないことから、その事業活動に対する税収が店舗の所在県に十分に帰属しない。

現行の分割基準は事業活動の規模を正確に反映していないのではないかと。

提案内容

- ① 分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、法人事業税の分割基準において、工場従業者数に加えて、工場等事業所の設備状況を表す指標(有形固定資産額)を用いる。
- ② 無人施設を事務所等として認定し、法人事業税の分割基準および法人住民税の対象とする。
- ③ フランチャイズ店舗の所在県に適正に税収が帰属するよう、分割基準の見直しを行う。

2. 地方消費税の清算基準の見直し

平成30年度税制改正における清算基準の見直しにより、最終消費地と税収帰属地の乖離は大きく改善されたが、本来、最終消費の実態は需要側の統計により把握されるべきものである。

提案内容

政府において統計改革の取組が進められていることも踏まえ、中長期的には「消費に相当する額」をより正確に把握できる統計により清算することを引き続き検討していく。

(本県の取組状況と課題)

○ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、税収の3割が県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町に交付されることとなっている。

本県では、8市2町に791百万円(平成27年度)を交付しており、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、ゴルフ場所在市町特有の行政需要に対応するための貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用税交付金の交付状況(平成27年度)

(単位:千円、%)

	ゴルフ場利用税 交付金(A)	地方税 (B)	地方税に対する 割合(A/B)
大津市	全国 20 位 → 184,551	49,684,785	0.37
彦根市	13,198	17,265,935	0.08
守山市	14,362	12,447,071	0.12
栗東市	35,127	12,406,515	0.28
甲賀市	全国 5 位 → 373,844	13,382,223	2.79
湖南市	29,050	8,360,712	0.35
高島市	6,850	5,701,069	0.12
東近江市	44,924	16,868,197	0.27
日野町	68,641	3,317,531	2.07
竜王町	19,989	2,887,501	0.69
合計	790,536	142,321,539	0.56

平成30年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」とこととされたが、上記のような特有の行政需要に対応する必要がある、また、ゴルフ場は域外から来訪する利用者も多く、その受益に応じた税負担を求めることが適当である。

要望内容

ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持する。